

岡山市小規模工事電子見積合わせ実施要綱

令和4年12月26日財政局長決裁

令和5年1月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、岡山市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）において、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う見積合わせ（以下「電子見積合わせ」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、岡山県電子入札共同利用システム利用規約及び岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号。以下「電磁的方法による入札について」という。）において使用する用語の例による。

(対象工事)

第3条 電子見積合わせの対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、岡山市小規模工事取扱規程（平成15年市訓令甲第73号）第2条に規定する工事とする。

(案件登録)

第4条 市長は、電子見積合わせを行おうとするときは、電子入札システムにより、工事名称、工事場所、工事概要、工期、見積受付開始日時、見積受付締切日時、見積合わせ執行日時その他見積合わせに必要な事項の登録（以下「案件登録」という。）をするものとする。

(見積書の提出)

第5条 電子見積合わせに参加しようとする者（以下「見積合わせ参加者」という。）は、第4条の規定に基づき電子入札システムに案件登録された対象工事の見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより見積金額その他必要事項（以下「見積金額等」という。）の登録を行うことにより見積書を

提出しなければならない。

- 2 見積合わせ参加者は、見積金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。
- 3 提出した見積書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- 4 市長が特に必要があると認める場合を除き、見積書提出後の見積合わせ辞退は認めない。
- 5 見積回数は、1回とする。

(書面見積合わせへの変更)

第6条 ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞及び見積合わせ参加者の責による破損等により使用できなくなった場合を除く。）には、見積受付締切予定日時の1時間前までに、別記様式第1号「書面見積合わせ参加承認申請書」を持参し、市長の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、当該電子案件の見積合わせ日がICカードの有効期限内であり、かつ、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。

(1) 災害、盗難等見積合わせ参加者の責によらない事由のため電子見積合わせ参加に必要なICカードが使用できなくなった場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

- 2 書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- 3 第1項の書面見積合わせ参加承認申請書の提出を受けたときは、市長はその内容を審査し、理由があると認めるときは書面見積合わせ参加の承認を行うものとする。
- 4 前項の場合において、見積合わせ参加者は当該見積合わせ案件の契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）した見積書を、封筒に封入し、封筒の表に差出人名として見積合わせ参加者名及び工事名を記載して、見積受付締切日時までに持参しなければならない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、電子入札システムにより登録した日時において執行するものと

する。

(許容価格等の登録)

第8条 市長は、前条の見積合わせに際し、税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）のほか、岡山市小規模工事低価格見積調査実施要綱（以下「低価格見積調査実施要綱」という。以下同じ。）第4条に規定する調査基準価格を、電子入札システムにより登録するものとする。

(無効の見積り)

第9条 第7条に規定する見積合わせにおいて、次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 明らかに見積合わせに参加する資格のない者がした見積り
- (2) 見積合わせ方法に違反して行われた見積り
- (3) ICカードを不正に使用して行われた見積り
- (4) 見積合わせ日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた見積り
- (5) 電磁的方法による入札について第3条第1項及び第4条第1項に規定する手続きを経ずに見積合わせに参加した者がした見積り
- (6) 見積受付開始日時から見積受付締切日時までの間に見積書を提出しない者がした見積り
- (7) 見積書に必要事項が記載されていない見積り又は必要事項が確認しがたい見積り
- (8) 許容価格を上回った価格をもって申込みをした者の見積り
- (9) 明らかに不正によると認められる見積り
- (10) 書面見積合わせにおいて見積書に記名押印がない見積り
- (11) 書面見積合わせにおいて総金額を訂正している見積り又は見積金額その他必要事項を確認しがたい見積り
- (12) 書面見積合わせにおいて封筒記載の工事名又は差出人名と同封された見積書に記載された工事名又は見積者名が相違する見積り
- (13) 書面見積合わせにおいて封筒に工事名又は差出人名が記載されていない見積り
- (14) 書面見積合わせにおいて1通の封筒に複数の見積書を封入して提出した見積り

(15) その他市長が定める見積条件に違反してなされた見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 市長は、有効見積書を見積価格の低い順に並べ替えて順位を付し、第1順位の見積書を提出した者を契約の相手方として決定するものとする。ただし、当該見積合わせにおいて、低価格見積調査実施要綱に規定する低価格見積調査を実施する場合においては、契約の相手方の決定は、低価格見積調査実施要綱に規定するところによるものとする。

2 第9条の規定により無効となった見積書を提出した者を除き、見積書を提出した者が1者となった場合には、見積合わせを不調とする。

(同一価格での見積者が2人以上ある場合の順位の決定方法)

第11条 前条第1項の規定により順位を付す場合において、同一価格で見積りした者が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、指定する場所及び日時において、当該同一価格で見積りした者又はその代理人にくじを引かせて順位を決定する。この場合において、当該見積者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積りに関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 見積者の代理人がくじを引く場合は、当該代理人は、当該見積者の委任状を提出しなければならない。

(見積合わせ結果の通知)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により契約の相手方を決定した場合は、契約の相手方に対して、見積合わせ結果を通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、電子見積合わせの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年12月26日財政局長決裁)

1 この要綱は、令和5年1月1日以降に見積書の提出を依頼する小規模工事から適用し、同日前に見積書の提出を依頼する小規模工事については、なお従前の例による。

2 岡山市小規模工事見積合わせ会執行に関する要綱 (平成25年3月22日財政局長決

裁)は廃止する。

書面見積合わせ参加承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者(受任者) 職氏名

印

下記電子見積合わせ案件について、電子入札システムを利用しての参加ができなくなったため、書面による参加を申請します。

記

案件名	
ICカードの使用 ができない理由 (具体的に記入)	

(添付書類)

- 電子証明書(ICカード)発行申込書の写し
- ICカード(盗難の場合を除く)

(注意事項)

- 1 この申請書は、参加を希望する案件の見積受付締切日時より1時間前までに、添付書類とともに工事担当課窓口へ持参してください。
- 2 書面見積合わせを認めるのは、ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、当該案件の見積合わせ日がICカードの有効期限内であるが、災害、盗難等見積合わせ参加者の責によらない事由でICカードが使用できなくなった場合で、ICカード再発行手続きを行っている場合に限りです。正当な理由がない場合は、承認しない場合があります。

(岡山市処理欄)

受付日時	年 月 日 時 分
ICカード有効期限	年 月 日まで
書面見積合わせ 参加	承認します ・ 承認しません
受付者	